

広報 みたがわ

編集・発行

三田川駐在所

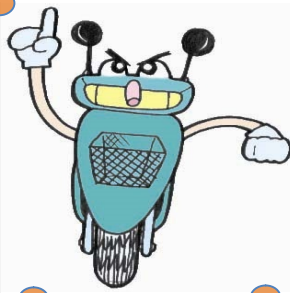
「交通事故防止」にご協力をお願いします

温かい季節となり、バイクの走行台数が増えてきました。新緑の中、風を切って走るツーリング等は格別の楽しみとあります。しかし残念なことに、速度超過や、はみ出し禁止（追い越し）等を繰り返して走行する悪質なライダーもあり、小鹿野警察署管内ではバイクの関与する交通事故が多発しています。

三田川に住む皆さんは、事故の被害に遭わないように次のことに注意しましょう。

バイクの走行速度は、見た目よりも速い場合が多いので、車のドライバースも歩行者の方も近づいて来るバイクの動静には十分注意しましょう。

高齢者の方が道路を横断する時は、予想以上に時間がかかる場合があるので、カーブ直近での横断は避け、見通しの良い直線で左右の安全をよく確認したうえで横断するようにしましょう。



外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力を！

不法就労した外国人だけでなく不法就労させた事業主も処罰の対象となります。雇用する際に、その外国人が就労できない者であることを知らなかったとしても、雇用主に在留カードを確認していないなどの過失がある場合には、雇用主が不法就労助長罪に問われますのでご注意ください。

- ① 不法滞在者や被退去強制者が働く場合
例) オーバーステイや、密入国した者が働く。
- ② 出入国在留管理庁から働く許可を受けずに働く場合
例) 留学生、難民認定申請中の者が許可を得ないで働く。
- ③ 働く事が認められている外国人がその在留資格で認められた範囲を超えて働く場合
例) 調理人や、語学学校教師として認められた人が工場で単純労働をする。



- 表示された番号に連絡しない
 - パソコンを再起動する
 - ウイルスチェックを行う
- 等の対策をお願いします。

サポート詐欺に注意して下さい。
インターネットを閲覧中、突然「ウイルスに感染した」等の偽の警告画面を表示させ、不安を煽りサポート名目で料金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。小鹿野警察署管内でも発生しており、被害に遭わないために、

交通事故情勢

※ 令和6年中
(5月13日現在)

小鹿野警察署管内

人身事故 5件
物損事故 80件

三田川駐在所管内

人身事故 0件
物損事故 9件